



基安労発0913001号
平成18年9月13日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国鉄清算事業本部管理部職員課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

健康管理手帳を交付された者で労災保険の適用を受けない者に対する健康
診断等の取扱いについて（依頼）

労働基準行政の運営に当たりましては、日頃からご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昭和62年3月31日以前に日本国有鉄道に在籍した職員等（以下「旧国鉄職員」という。）であって、労働安全衛生法に基づく健康管理手帳を交付された者に対する健康診断の費用負担等については、平成18年4月12日付け基安発第0412002号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部長から鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部管理部長あてに依頼させていただいたところですが、今般、当省における取扱いについて、平成18年9月7日付け基発第0907005号により、関係通達の整備をしました。

つきましては、貴独立行政法人に検討をお願いしていた健康管理手帳を交付された旧国鉄職員に係る健康診断の取扱いにつきまして、別添に必要事項を記入していただき、平成18年9月26日までに、厚生労働省労働衛生課あて送付いただきますようお願い申し上げます。なお、都道府県労働局には、当課に送付いただいた文書の写し等を配布し、必要な内容については委託医療機関にも情報提供したいと考えておりますので、合わせて申し上げます。

別添

平成18年 月 日

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長 あて

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国鉄清算事業本部管理部職員課長

旧国鉄職員で健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断の取扱いに
ついて

旧国鉄職員で、在職中に有害業務に従事したことにより、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条に規定する健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断については、下記のとおり取り扱うこととしているので、了知されたい。

記

- 1 健康診断の実施方法（(1)～(3)のいずれかを記載）
 - (1) ○○の負担により、従前のおり、厚生労働省労働基準局長が定める方法等と同様の方法等により、健康診断を実施する。
 - (2) ○○の負担により、新たに自らが定める方法等により、健康診断を実施する。
 - (3) 健康診断を実施しない。

- 2 健康診断費等の請求先（住所、電話番号及び担当部署。ただし、健康診断を実施しない場合は不要）
 - (1) 医療機関からの健康診断費用の請求先
 - (2) 手帳所持者からの受診旅費の請求先